

学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けて学校の基本的考え

生徒が「明るい学校楽しい生活」を送ることが出来るようにするために、本校生徒会で宣言した「パワーオブピース宣言」を生徒・教師一人ひとりが実践して、いじめのない学校作りに努力していく。

～パワー オブ ピース宣言～

- 人を思いやる心
- 理解し合うための対話
- 全ての命への感謝

※この宣言を生徒会が主体となって、生徒会活動を通して実践します。

① いじめの定義

「いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号第一章定義第2条」

「いじめ」とは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止の基本的方向性

○いじめの未然防止

- ・わかりやすい授業に心がけ、その中で生徒の様子への把握や人間関係作りを実践していく。
- ・気になる生徒への声かけや情報交換や共有を密に行う。
- ・生徒同士が互いの行動を認め合い、良いことはたたえ、いけないことは互いに注意しあえる関係作りを育むことに努める。

○早期発見・早期対応

- ・アンケート・調査を定期的に行います。（5月、8月、12月）
- ・教育相談を定期的に行います。（4月、7月、8月、10月、12月）
- ・生徒会キャンペーン活動を行います。（あいさつ運動、声かけ運動等）
- ・教職員研修を行います。
（生徒理解研修4月、生徒課題研修8月、小中合同研修1月、教育活動振り返り研修2月）

○適切な対処・措置

- ・人間関係やネット等のトラブルには積極的な啓発と関係調整を行っていきます。
- ・いじめ防止対策委員会定期的に開催し生徒の情報や現状を把握します。
- ・いじめ問題が発生した場合、いじめ防止対策委員会を中心に組織的な対応していきます。
（被害生徒・保護者の支援、加害生徒・保護者の支援・指導）
- ・いじめが犯罪行為にあたる場合は関係機関（警察等）との適切な連携を図ります。

2. いじめ防止対策委員会について

① 構成

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任、生徒指導部、養護教諭
（必要に応じて該当担任や教科主任が参加する。さらにはSC、SSW、PTA、学校運営協議会委員の参加を要請する）

② 役割

- 学校におけるいじめ防止や早期発見・対応の中核となって活動する。
- いじめが起こった場合には、中心となって情報収集や記録等を行い、その事犯を的確に把握・判断しながら対応を行っていく。
- いじめ防止のための年間計画の作成や情報・体制の点検・確認・検証を行っていく。

③ 年間予定

4月 職員研修 * 月1回定期開催 必要に（いじめがわかった場合等）応じて開催する。
教育相談

- 学級におけるパワーオブピース宣言の重点活動の提示(学級経営案提示)
 家庭訪問(情報収集)
- 5月 アンケート調査
- 6月 人権教育(道徳、人権作文)
 西区国際平和スピーチコンテスト
- 7月 生徒総会(パワーオブピース宣言活動の提示)
 個人面談・教育相談(報告・確認・情報収集)
- 8月 職員研修、小中合同会議
 アンケート実施
 教育相談
- 10月 教育相談
 パワーオブピース宣言啓発活動
- 12月 いじめ防止キャンペーン活動
 アンケート調査
 人権教育(道徳)
 個人面談
 学校評価生徒アンケート
- 1月 小中合同会議
- 2月 いのちの授業(全学年)
- 3月 年間反省、振り返り

3.いじめ防止・早期発見のための取組

①いじめ防止

- 人権教育の推進
 - ア、日々の授業や学活で問いかげや講話
 - イ、道徳 6月、12月
 - ウ、校外行事での事前指導 5月
- 生徒会キャンペーン活動
 - ア、委員会活動 通年(あいさつ運動、募金活動、地域交流活動、小中交流活動)
 - イ、パワーオブピース活動及び啓発ビデオ制作 7月、10月

②いじめの早期発見

- アンケート調査の実施 5月、8月、12月
- 相談体制の整備と充実
 教育相談、教科面談(夏休み学習会)、三者面談の実施と情報共有

③いじめに対する措置

- 情報収集、実態把握(聞き取り、アンケート調査、教育相談)
- 被害生徒・保護者への支援、加害生徒・保護者への指導(SC、SSWの支援等)
- 臨時道徳・集会の実施
- 研修の実施
- 報告、連絡、相談の徹底(教育委員会、警察、臨時学校運営協議会等)

4.重大事態への対処

<報告>

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告

<調査・報告>

いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施、調査結果を委員会に報告

<生徒・保護者への報告>

いじめを受けた生徒や保護者に対して調査によって明らかになった事実関係を必ず報告

5.その他 必要があると認められたときは、学校基本方針を改定し、改めて公表する。